

事 務 連 絡

平成22年9月22日

各都道府県建設業協会

事 務 局 長 殿

社団法人 全国建設業協会

総 務 部

公益法人制度改革に関する情報提供《vol.30》

【「日本経団連」一般社団法人への移行決定について】

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記については、社団法人日本経済団体連合会が去る9月14日開催の理事会において、非営利型の一般社団法人への移行を目指すことを決定した旨の記事が「日本経団連タイムス」に掲載されましたので参考にお知らせいたします。

以 上

非営利型の一般社団法人 への移行を決定

公益法人改革により、従来の公益社団法人は一般社団法人か公益社団法人に移行することが求められている。日本経団連は14日、非営利型の一般社団法人への移行を目指すことを決定した。

経団連の目的は、企業と企業を支える個人や地域の活力を引き出し、自律的な経済発展と国民生活の向上を実現することにある。これを達成するため、経団連では、内外

の諸課題に関する政策提言を取りまとめ実現を働きかけると同時に、会員間の連絡・連携の促進など会員に寄与する活動を行っている。こうした活動を行っている経団連に適した法人形態は一般社団法人である。

一方、公益社団法人になれば、税制上、寄附金について優遇措置を受けることができるが、経団連は寄附金を受け取っていない。また、剰余金の分配

を予定しない非営利型の一般社団法人であれば、公益社団法人と同様に収益事業のみの課税も認められる。したがって経団連が公益社団法人に移行しても、利点は乏しい。経団連は今後、①会員全員が参画できる組織②ガバナンスの向上③公益事業の着実な実施――を重視して新法人への移行に向け、さらなる検討を進める予定である。